

令和5年度 杉並区農業委員会活動指針

令和5年3月23日
杉並区農業委員会

杉並区農業委員会は、様々な農業振興策を通じて地域農業の活性化を進めるとともに、都市農業に対する理解の促進に努めてきた。さらに、農地法等の所掌事務及び農地の保全と利用促進のための諸制度について啓発・推進に努めてきた。

今後もこれまで取り組んできた都市農業振興のための関係法や施策の普及・推進及び地域住民との連携を強化するとともに、国など行政機関への意見提出や農業者への的確な情報を伝え意見を集約する活動、都市農地貸借円滑化法の活用による適正な農地管理の推進に向けた活動を重点に置き、当農業委員会として下記のとおり活動指針を定めることとする。

記

1 指針策定の視点

区では、基本構想に基づく総合計画及び実行計画を定めている。当委員会としては、更なる都市農業の維持・発展につながるよう、実行計画に定められている「都市農業の支援と保全」の実現や産業振興計画の実現に向けて協力していく。

さらに貸借の活性化など農地保全に向けた取り組みを行う農業関係団体と連携するとともに、関係法令等の改正について農業者への啓発活動を徹底する。

2 活動計画等

(1) 啓発・普及活動

- ①区内農業の実態を踏まえ、新たな営農支援策の検討・助言を行う。
- ②認定農業者制度の周知促進や認定件数を増やす活動を行う。
- ③杉並産農産物を周知するため、農産物直販マップやのぼり旗、野菜袋等の啓発グッズ、また農業者個人に焦点をあてた農業情報誌「杉並農人」を活用したPR活動に協力する。
- ④JA、他の自治体とも連携し、都市農業の重要性をPRする。

(2) 農地等の利用の最適化の推進

- ①生産緑地法及び関係税制の改正について重点的な啓発を行うとともに、生

産緑地制度のPR活動を行う。また、平成6年以降に指定された生産緑地の特定生産緑地の指定に向け、関係部署と連携し個別勧奨を実施する。

- ②生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地について、農地利用状況調査等により當農状況を的確に把握し、適正管理の徹底に努める。
- ③農業委員の日常活動について、「農業委員活動記録カード」を有効に活用し、記録の徹底に努める。また、活動記録カードの問題事例を協議し共通認識を深め問題解決を図る。
- ④都市農地貸借円滑化法に基づく貸借及び納税猶予制度の対象となる特定農地貸付けについて、JA等関係機関・団体と連携し、周知を図るとともに、現に農業継続が難しい農業者への対応に止まらず、将来の担い手の状況を予測して認定都市農地貸付けを地域に普及するなどの農地保全活動を重点に展開していく。

(3) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

上記(2)を通じ、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	37.42ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和8年3月)	37.42ha	0ha	0%
目 標 (令和15年3月)	37.42ha	0ha	0%

(4) 企業的農業経営と担い手の育成・支援

- ①農業経営の発展と経営者育成のため、都や農業会議等で実施する各種育成事業への積極的参加を図る。
- ②地域や農業類型別に組織された企業的農業経営集団は、杉並区の農業を担う要である。これからも地域の期待に応えられる集団として指導・育成す

る。

③農業者の営農意欲を高め、農業者と区民との交流を深める貴重な機会である農業祭において、農産物品評会を共催し、入賞者等を表彰する。

④顕彰事業

ア 企業的農業経営を実践する先進農業者と杉並農業の発展のための推進力となる農業後継者を農業祭式典において表彰する。

イ 農業関係功労者の表彰について、JAの協力を得て候補者を選定する。

(5) 調査・情報提供活動等

①区内農業の実態把握のため、農業経営実態調査を実施し、区内農業の状況、農業者の意向等を確認する。

②農業委員会活動の理解を深める「農業委員会だより」を発行する。

③生産緑地法の改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の農業・農地を巡る情勢の変化について情報を収集し、的確な対応をはかる。